

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第 1 改正の趣旨

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例の一部改正(令和 6 年条例第 19 号)に伴い、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

子どもの医療費助成における保護者の所得制限を撤廃したことに伴う関係規定の整備

第 3 施行期日

令和 6 年 10 月 1 日

岩見沢市規則第 20 号

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例施行規則の 一部を改正する規則

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例施行規則（昭和 48 年規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 中「各号」を「第 2 号及び第 3 号」に改める。

第 2 条第 2 項第 4 号中「所得」を「所得等」に改める。

別表中

「

	子ども（条例第 3 条第 1 項第 1 号）の場合
規則で定める額	前年の所得（1 月から 7 月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。他の場合について同じ。）とし、児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）第 1 条に定める額
所得の範囲	児童手当法施行令第 2 条の規定による。
所得の額の計算方法	児童手当法施行令第 3 条の規定による。

」

を

「

規則で定める額
所得の範囲
所得の額の計算 方法

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。